

2023年1月

お取引先 各位

学校法人 明治大学

誓約書の提出について（お願い）

平素より本大学の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、研究機関における研究費の不正使用が社会問題としても大きく取り上げられております。

このため文部科学省は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日文部科学大臣決定(令和3年2月1日改正)）を策定し、各研究機関に、上記ガイドラインに基づく全ての事項への迅速かつ適正な対応を求めています。

これらを踏まえ、本大学においても毎年度「明治大学公的研究費不正防止に向けた計画及び実施事項」を策定し、同計画の着実な推進を通じて、公的資金の適正な運営・管理及び監査体制の整備・構築に万全を期しています。

上記ガイドラインに沿った所要の取り組みを行うためには、物品等を発注する本大学のみならず、受注、納品等を行っていただくお取引先各位の御協力が必要不可欠となります。

そのため、本大学では、取引を行うに際し、2021年度・2022年度業者登録時から、所定の書類に加えて別紙「誓約書」の御提出をお願いしております。

つきましては、お取引先各位におかれましては、「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」、「公的資金における検品マニュアル」及び「学校法人明治大学調達規程（抜粋）」を御理解いただき、下記のとおり誓約書の提出につきまして、御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 誓約書の提出について

(1) 適用日

2023年4月1日からの適用となります。

(2) 提出方法

別紙「誓約書」に必要事項を記載し、2023年度・2024年度業者

登録の際に、別紙「取引業者登録手続の受付について」に基づき、必要書類と共に、御提出下さい。

※前回2021年度・2022年度業者登録時に御提出いただいたお取引先につきましても、改めて御提出をお願いいたします。

以上

【参考】

- 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」
(平成19年2月15日文科科学大臣決定(令和3年2月1日改正))

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- 2 「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」

- 3 「公的資金における検品マニュアル」

※上記2・3は、以下のURLを御確認ください。

http://www.meiji.ac.jp/ken_jimu/index.html

- 4 「学校法人明治大学調達規程（抜粋）」

昭和46年規程第39号

(取引の停止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する業者に対しては、一定期間取引を停止し、又は以後の取引を認めないものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたと認められる者
- (2) 入札又は見積りに当たり、談合を行う等により、本学に不利益を及ぼしたと認められる者
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事、製造若しくは業務を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し、不正の行為があったと認められる者
- (4) 正当な理由なく、履行期限を遅らせた者
- (5) その他本学に不利益を及ぼす行為をしたと認められる者